

個人情報保護委員会（第11回）議事概要

- 1 日時：平成28年6月21日（火）10：30～12：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、
手塚委員、大滝委員、宮井委員
其田事務局長、松元総務課長、山本参事官

4 議事の概要

（1）議題1：認定個人情報保護団体に期待される役割等について

事務局から、資料に基づき説明があった。

阿部委員及び宮井委員から「認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）にならずに自主ルールを策定している業界団体等もある現状にあつて、認定団体の数や対象事業者の数を増やしていくには、認定団体の制度を活用していくことのメリットを示していく必要がある」という旨の発言があった。

丹野委員から「認定団体の底上げを図ることと裾野を広げる努力が重要。また、認定団体のメリットとしては苦情を受け付ける窓口の存在、団体に加盟していることによる消費者の信頼感があると思う」という旨の発言があった。

嶋田委員から「認定団体との連絡会の定期的開催は、まさに、監督が一元化されるメリットであり、情報交換による各認定団体の活動の活性化等にもつながり、大変有意義だと思う」という旨の発言があった。

大滝委員及び熊澤委員から「活動方針はよく整理されている。今後、いつまでに何を実現するか具体的なアクションプランを定めて進めていくことが大切である」という旨の発言があった。

これらの発言に対し事務局から「既存の団体が改正法に合わせて指針を改正する中で、機能強化についても指導していきたいが、周知・広報活動のハブ機能も重要である。また認定団体制度のメリットなど具体策については今後、ご相談しながら検討していきたい」という旨の発言があった。

堀部委員長から「公的部門が民間の自主的な取組と連携して、活動していくことは国際的な潮流でもある」という旨の発言があった。

事務局において、委員の指摘を踏まえて更に検討することとなった。

（2）議題2：番号法第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する委員会規則等の方向性について

事務局から、資料に基づき説明があった。

手塚委員から「委員会は、申出があれば基本的に認めるというスタンスか」という旨の発言があった。これに対し事務局から「規則に基づく手続

が満たされ、必要事項等に不備がなければ、認めることになる」という旨の発言があった。

原案の方向性のとおり検討していくことが了承された。

(3) 議題3：平成28年度特定個人情報の取扱いに関する監視・監督方針について

事務局から、資料に基づき説明があった。原案のとおり決定された。

(4) 議題4：その他

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&Aの更新等について、事務局から資料に基づく説明等があった。丹野委員から「Q&Aの更新について関係事業者に対しても周知していただきたい」という旨の発言があった。原案のとおり了承された。

第7回委員会の議事概要案について、原案のとおり了承された。

議事概要について、速やかに公開する観点から、今後は、会議1週間後を目安に委員長及び委員全員の了承を得た後速やかにホームページに掲載することが報告された。

以上